

第 61 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和3(2021)年8月16日(月)14:30～

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

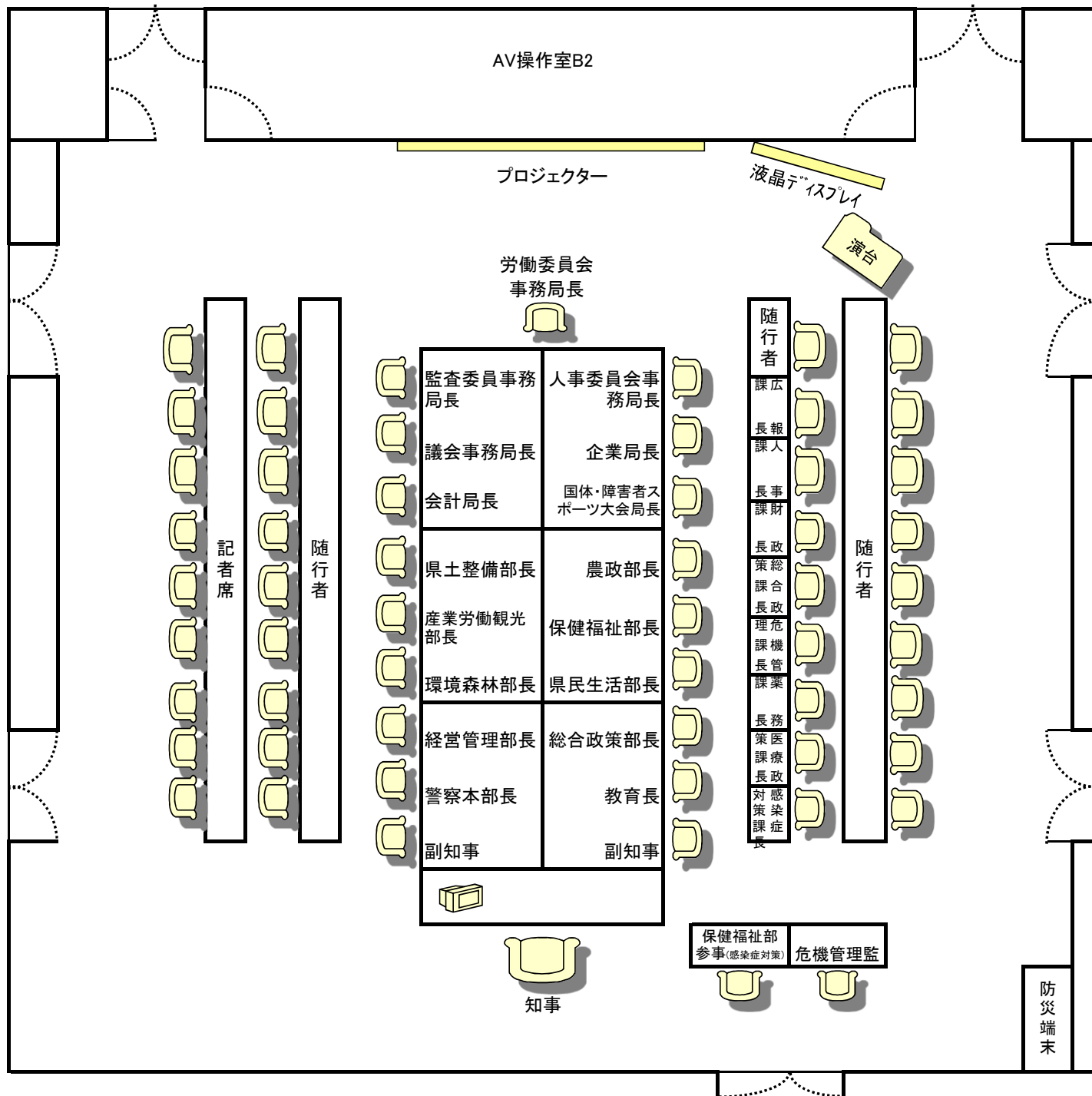
- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉 会

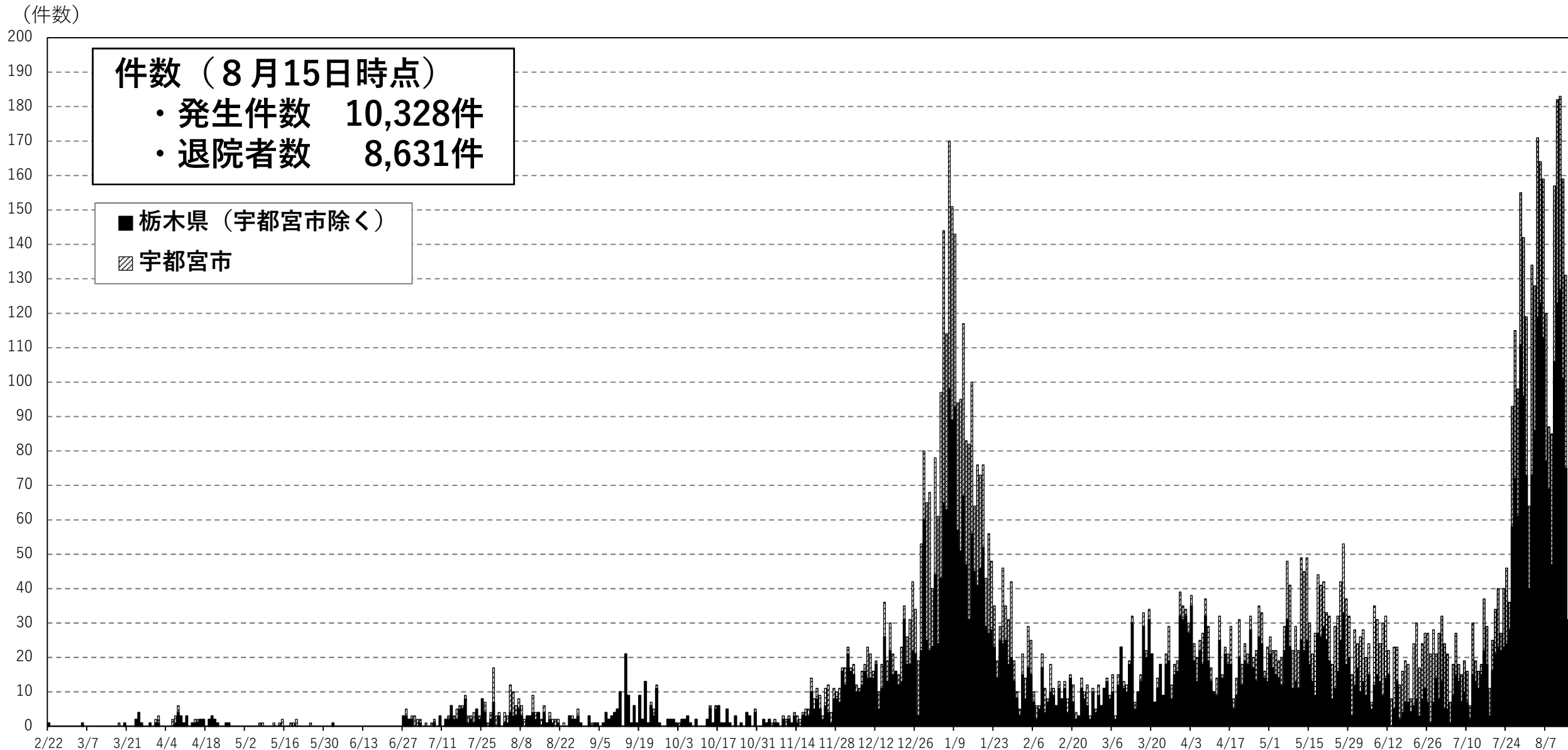
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	末永 洋之
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	國井 隆弘
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	仲山 信之
	産業労働観光部長	辻 真夫
	農政部長	青柳 俊明
	県土整備部長	田城 均
	国体・障害者スポーツ大会局長	橋本 陽夫
	会計局長	熊倉 精介
	企業局長	琴寄 行雄
	県議会事務局長	大橋 哲也
	人事委員会事務局長	清水 正則
	監査委員事務局長	北條 俊明
	労働委員会事務局長	渡邊 慶
	危機管理監	神山 正幸
保健福祉部参事(感染症対策)	塚田 三夫	

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



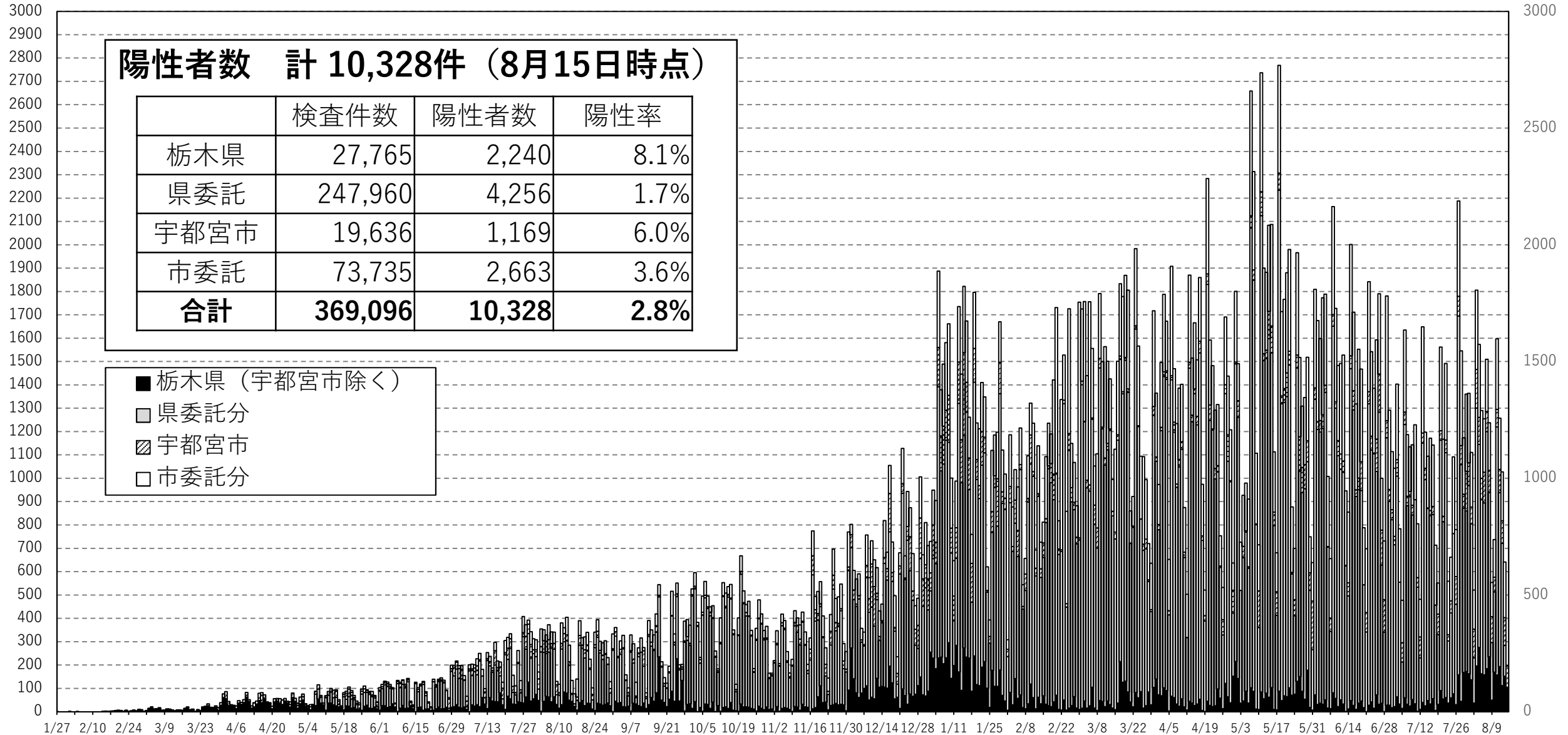
栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況



※グラフは判明日別の件数

栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数

(件数)



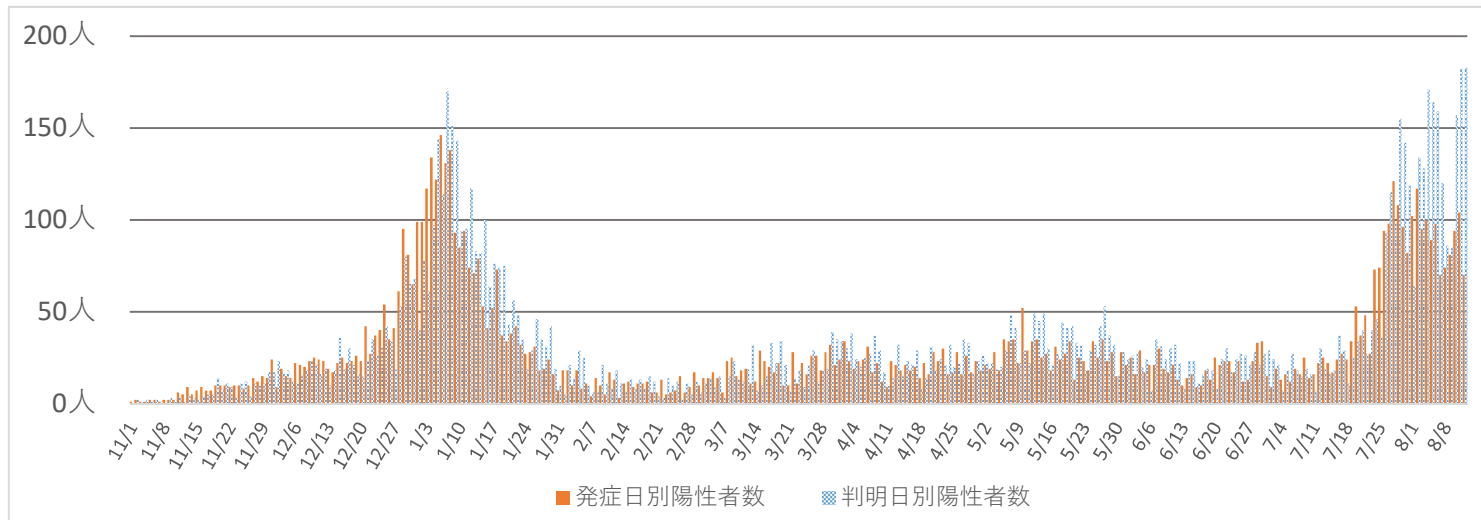
早期探知のための指標

- 基本的にはステージIIIではまん延防止重点措置等を含む様々な“強い対策”を早期に講じることが重要である。
- そのために、「警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安」に加え、以下「安定した状態からの立ち上がりを示す指標」も基に総合的に判断する必要がある。

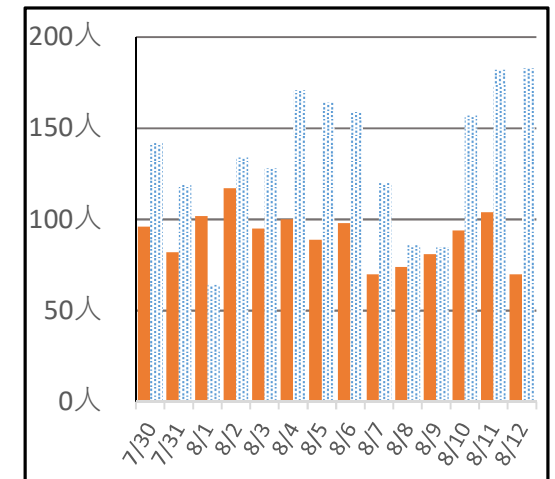
<安定した状態からの立ち上がりを示す指標>

発症日別陽性者数

8月12日 現在値 70人 (※発症日から判明日まで平均3日程度のため、3日前を現在値とする)
過去最大値 (直近日) 146人 (1月6日)

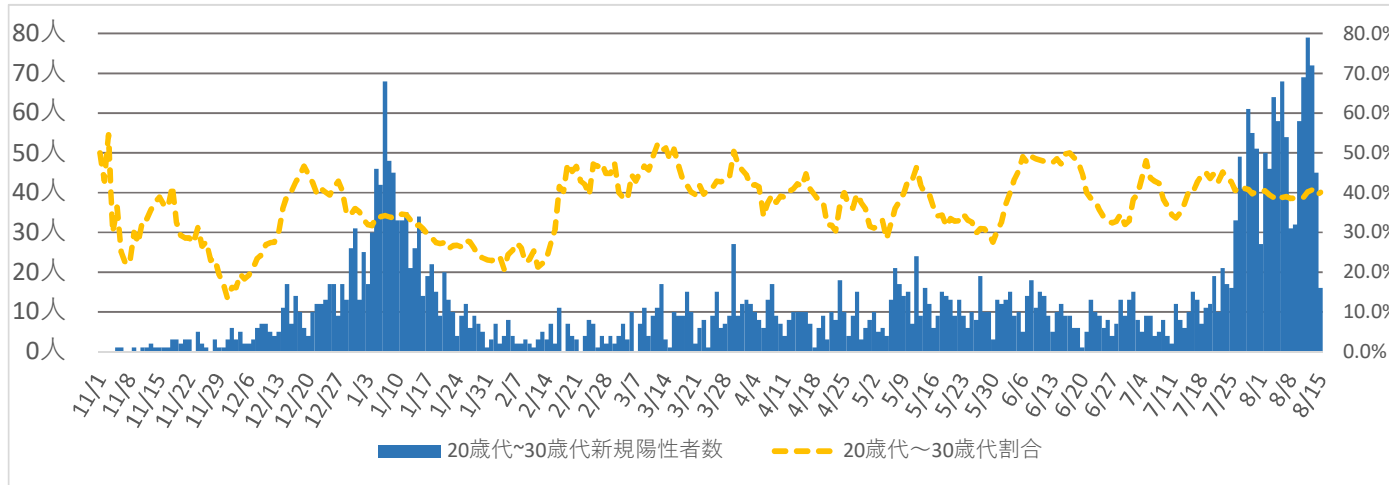


直近2週間の推移

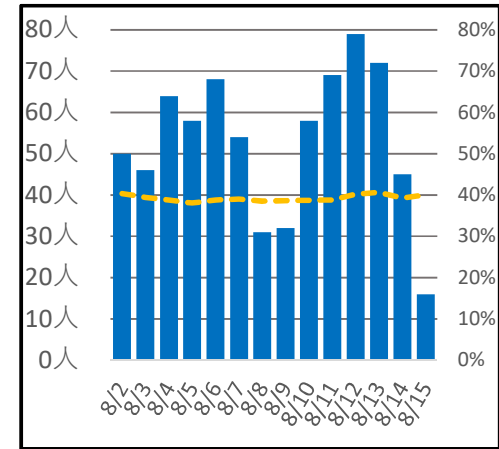


20代～30代の新規陽性者数
及び割合

8月15日 現在値	16人	40.0%
過去最大値 (直近日)	79人 (8月12日)	54.5% (11月3日)

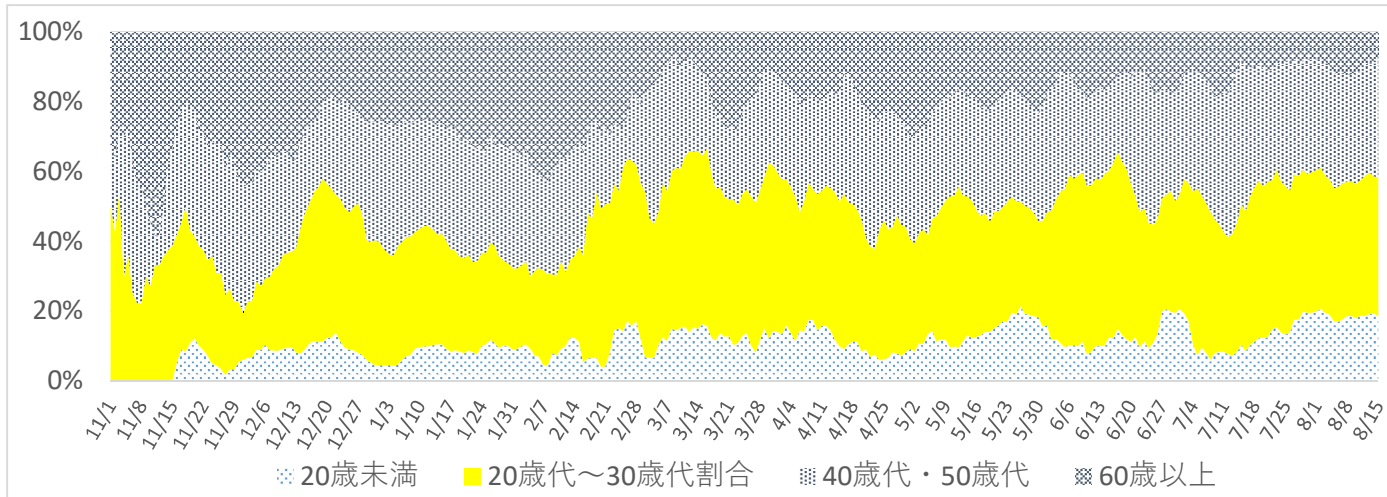


直近2週間の推移



※判明日ベース ※割合は一週間合計における割合としている。

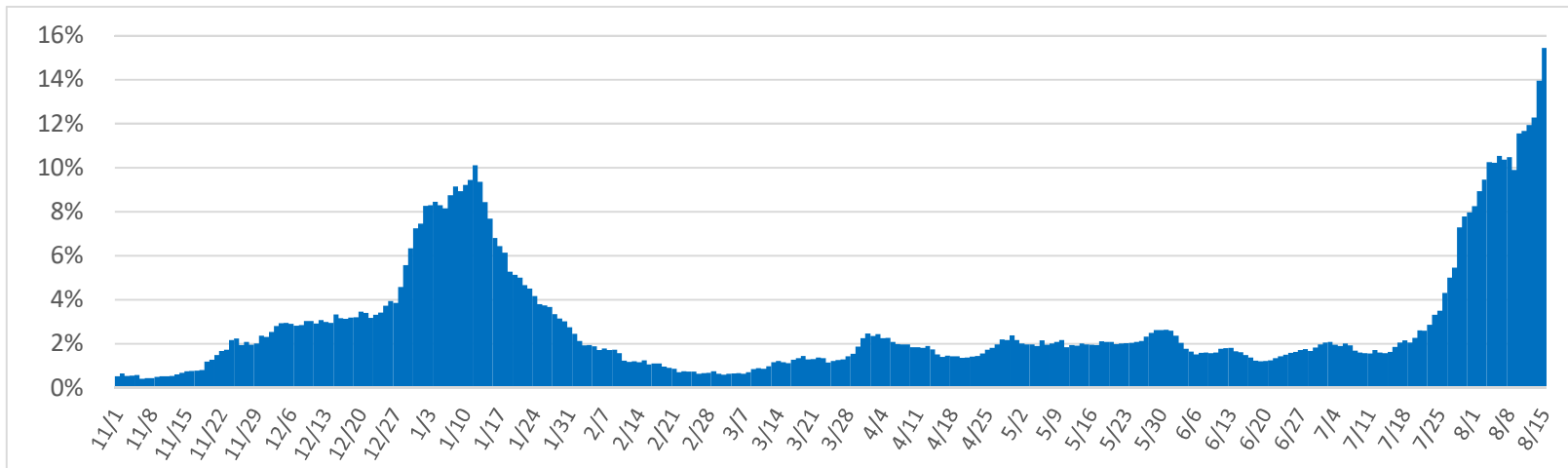
新規陽性者の年代別割合
(一週間合計の推移)



※判明日ベース

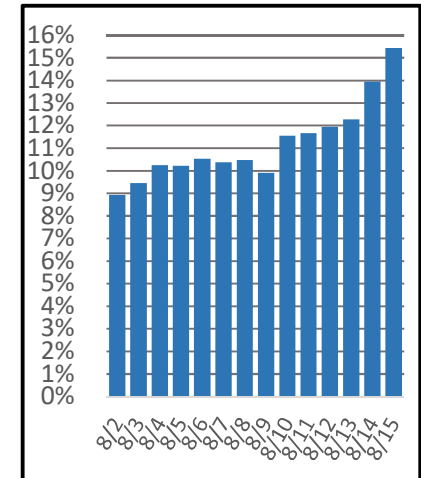
検査陽性率（直近1週間）

8月9日～ 8月15日	15.4%
過去最大値（直近日）	15.4%（8月9日～ 8月15日）



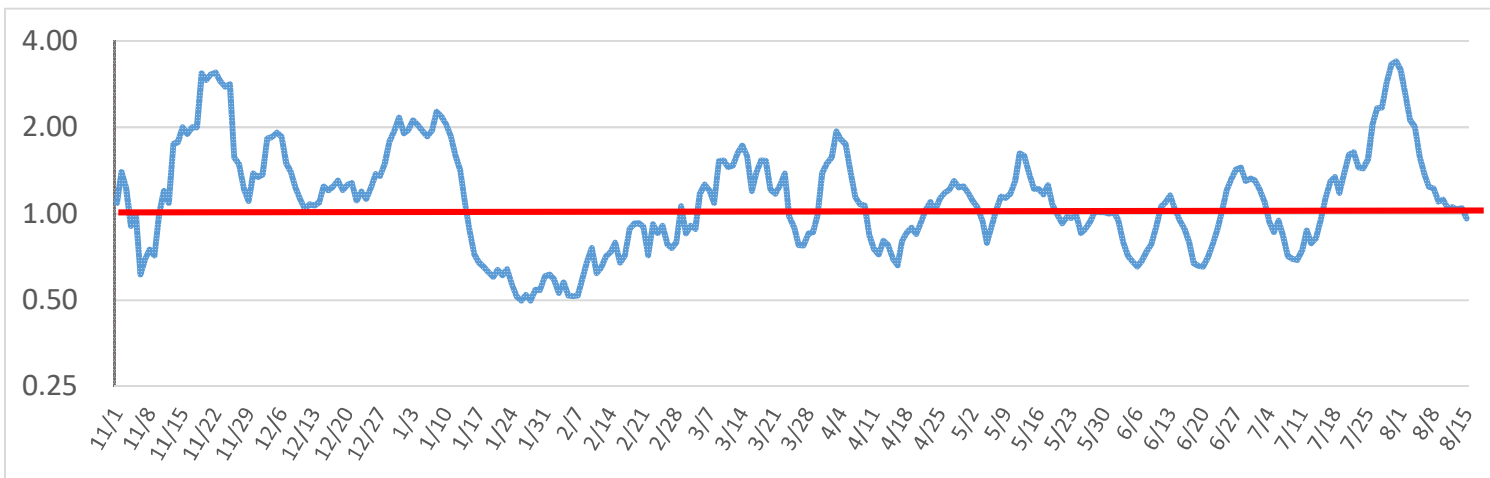
※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

直近2週間の推移

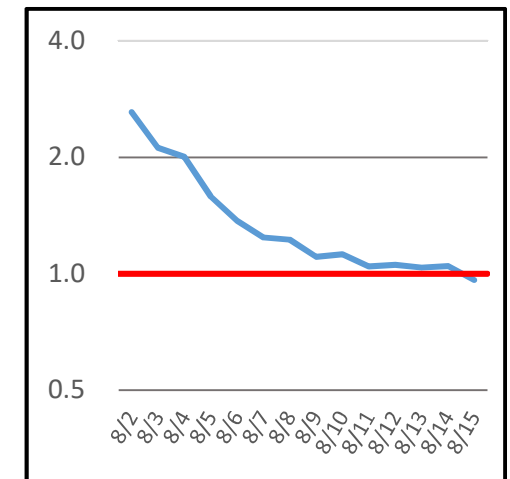


新規感染者数の直近1週間 と先週1週間の比較

8月9日～ 8月15日	1.0
過去最大値（直近日）	3.4（7月25日～7月31日）



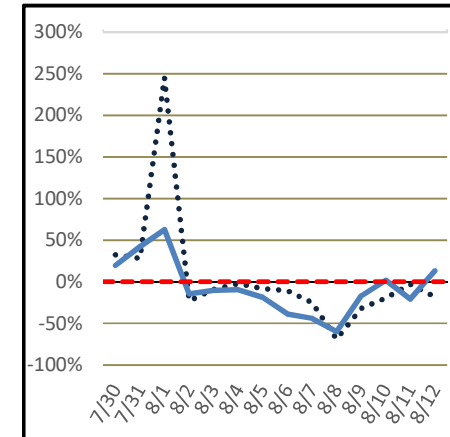
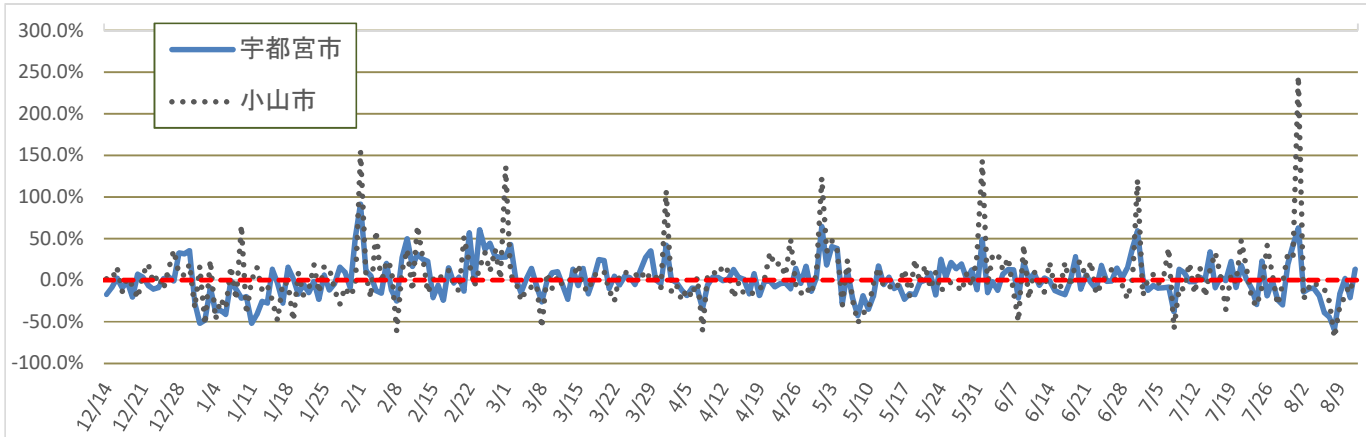
直近2週間の推移



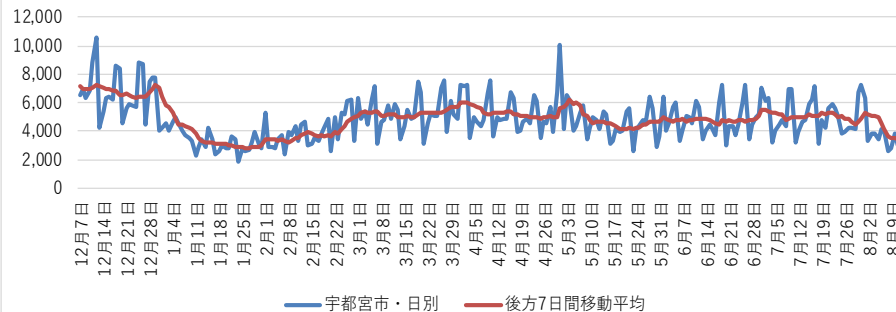
宇都宮市・小山市の夜間の人流
(21時の人流 (前週との比較))

8月12日
宇都宮市 13.1% 小山市 -17.9%

直近2週間の推移



宇都宮市中心部における21時の来街者の推移



宇都宮市(21時)

↑ 26.5%
前日との比較

↑ 13.1%
前週との比較

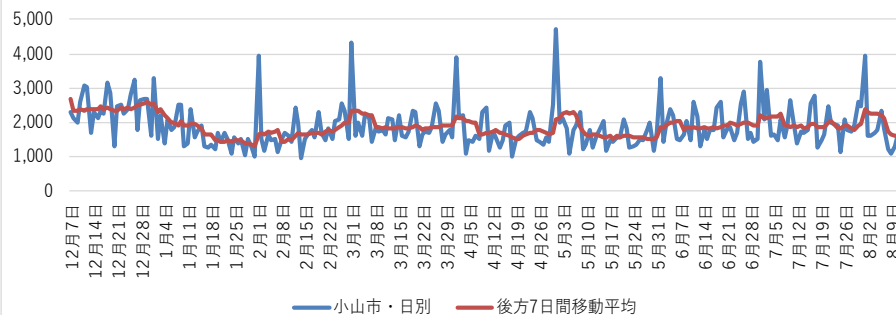
↓ -26.9%
感染拡大以前との比較

KDDI株式会社が提供する「KDDI Location Analyzer」(以下「KLA」という。)にて、特定のエリア(88箇所)を対象に取得する滞在者情報を元に栃木県が作成しています。当該情報は、KLAにおける位置情報の利用に許諾したユーザー数をもとに、全人口に対するユーザーの割合等を踏まえ、KLAにて拡大推計した人数を利用しています。

(注意事項)

- ・当該情報は、対象日において該当エリアに30分以上滞在した推計来訪者数を集計しています
- ・来街者とは、直近1箇月の夜間(22時から翌朝5時まで)と直近1箇月の昼間(8時から19時まで)の最頻所在地が該当エリアに含まれない場合の推計来訪者と定義しています
- ・当該情報は、原則3日前の情報を最新の情報として掲載していません
- ・前日との比較では、休日と平日のデータ比較となる場合は、非常に大きな数値となっている場合があります
- ・前週との比較とは、前週の同曜日と比較しています。
- ・感染拡大以前との比較とは、令和2(2020)年1月18日から同年2月14日の同曜日の平均と比較しています

小山市中心部における21時の来街者の推移



小山市(21時)

↓ -12.5%
前日との比較

↓ -17.9%
前週との比較

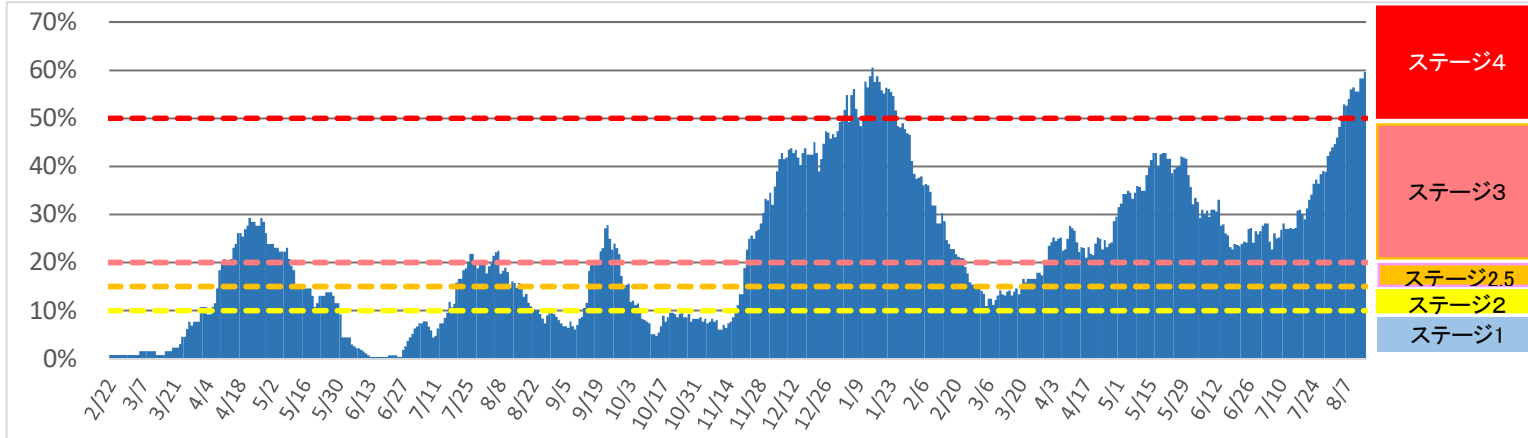
↓ -16.2%
感染拡大以前との比較

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

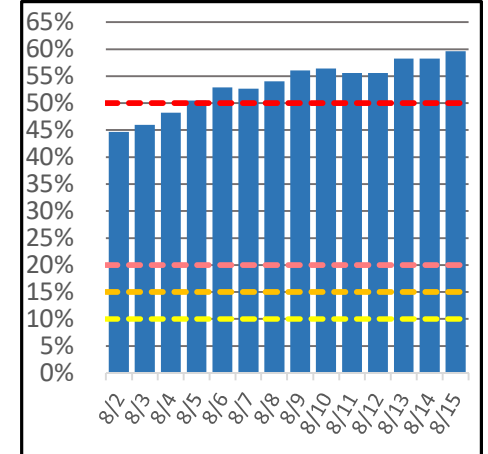
医療提供体制等の負荷

病床使用率

8月15日 現在値 59.6%
 過去最大値 (直近日) 60.5% (1月15日)



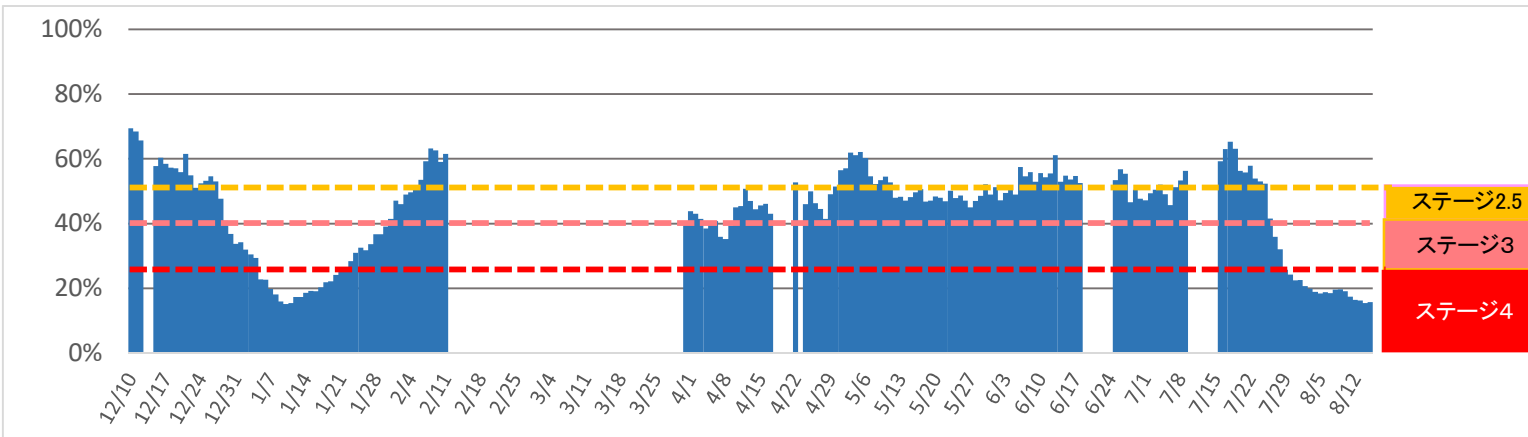
直近2週間の推移



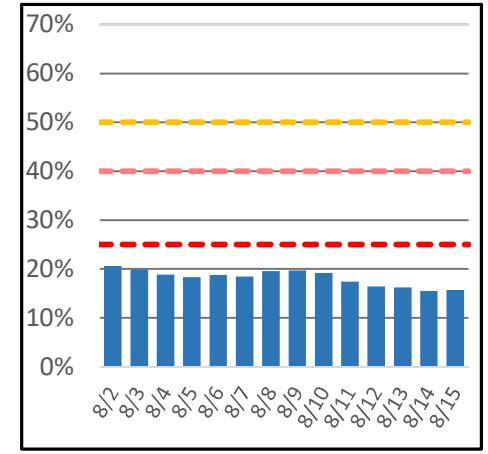
※受入病床数：130床(～5/31)、271床(6/1～)、311床(8/8～)、313床(9/16～)、317床(12/26～)、333床(1/8～)、337床(1/14～)、377床(2/1～)、409床(3/5～)、448床(6/1～)
 ※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

入院率

8月15日 現在値 15.7%
 過去最小値 (直近日) 15.2% (1月10日)



直近2週間の推移

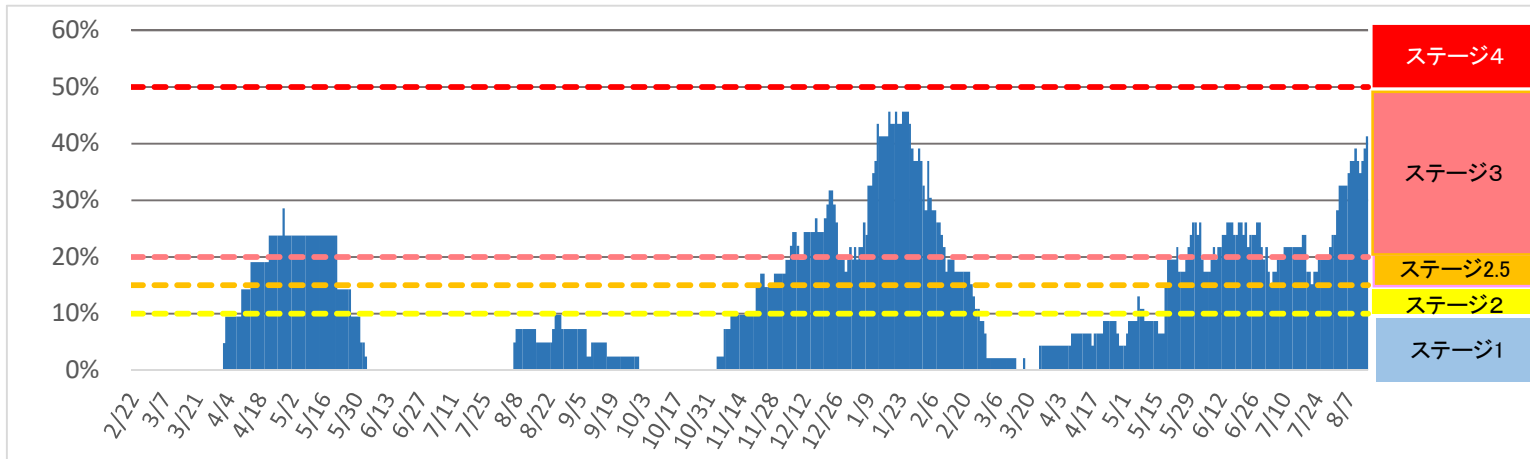


※療養者数に対する入院者数の割合

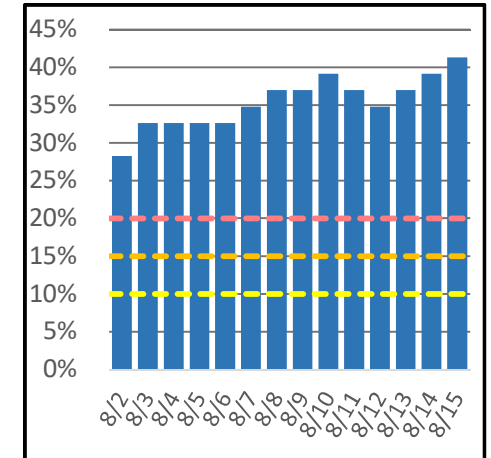
(療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用のため、初めて超えた2020年12月10日以降を表示)

重症病床使用率

8月15日 現在値 41.3%
 過去最大値（直近日） 45.7%（1月26日）



直近2週間の推移

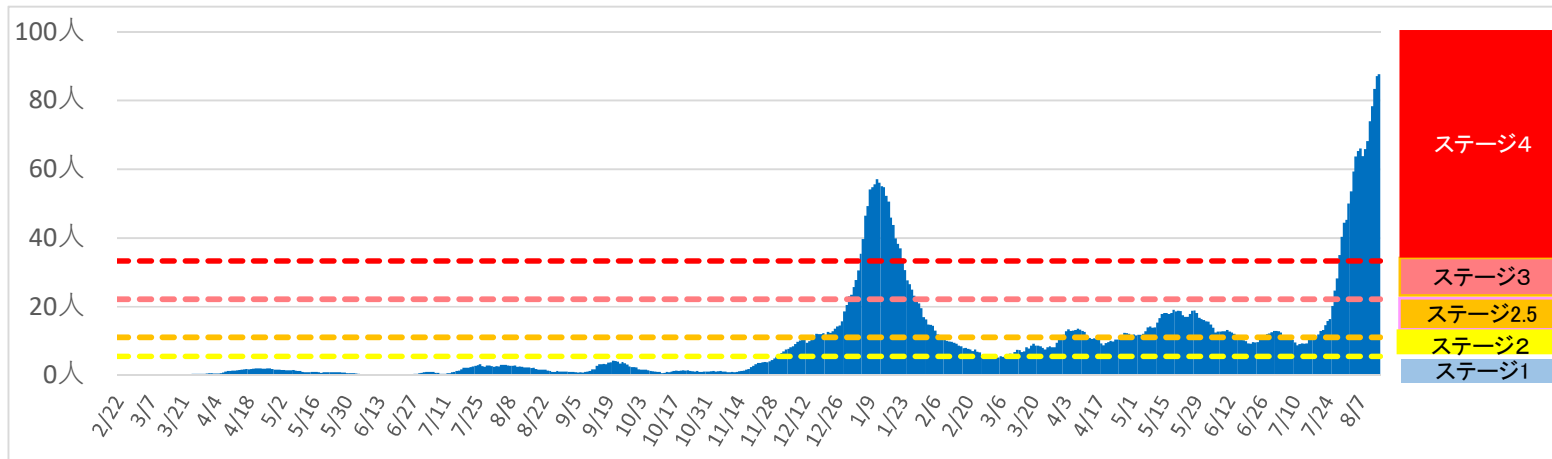


※重症病床数：受入病床130床のうち21床(～5/31)、受入病床271床のうち41床(6/1～)、受入病床311床のうち41床(8/8～)、受入病床313床のうち41床(9/16～)、受入病床317床のうち46床(12/26～)、受入病床333床のうち46床(1/8～)、受入病床337床のうち46床(1/14～)、受入病床377床のうち46床(2/1～)、受入病床409床のうち46床(3/5～)、受入病床448床のうち46床(6/1～)

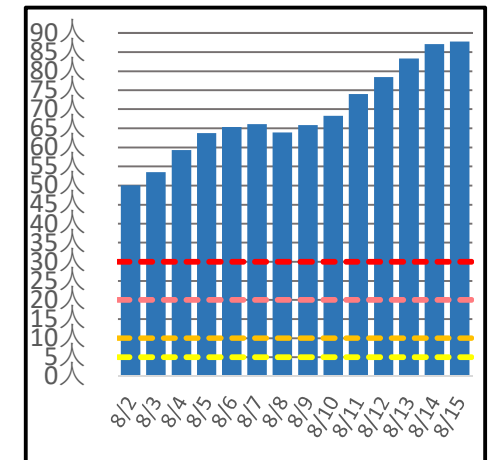
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

人口10万人あたりの全療養者数

8月15日 現在値 87.7人
 過去最大値（直近日） 87.7人（8月15日）



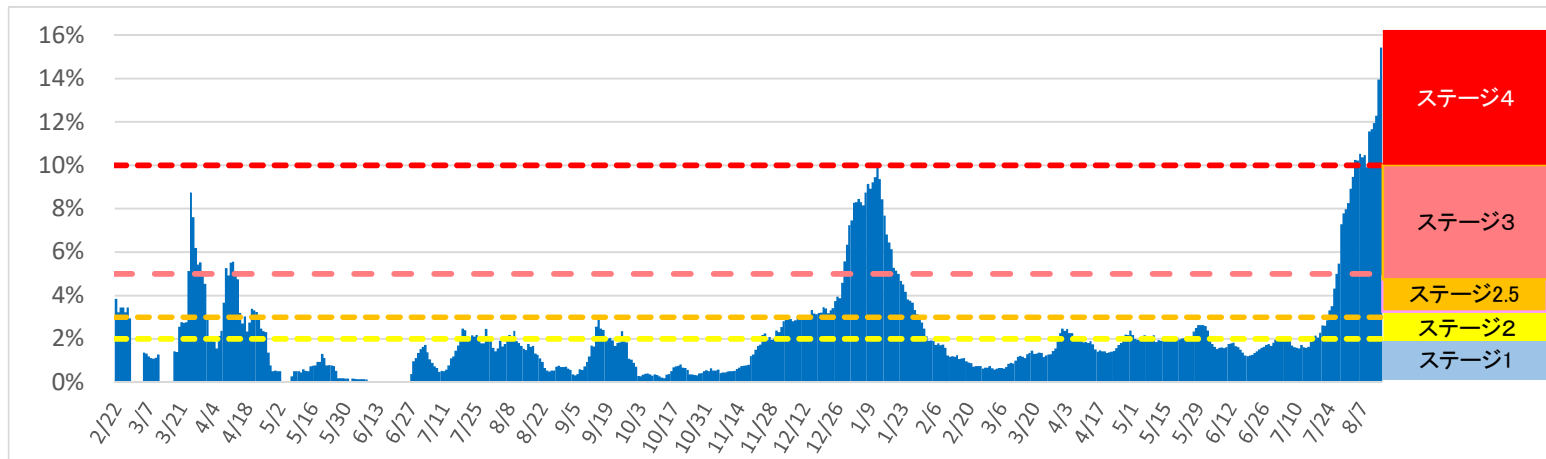
直近2週間の推移



監視体制

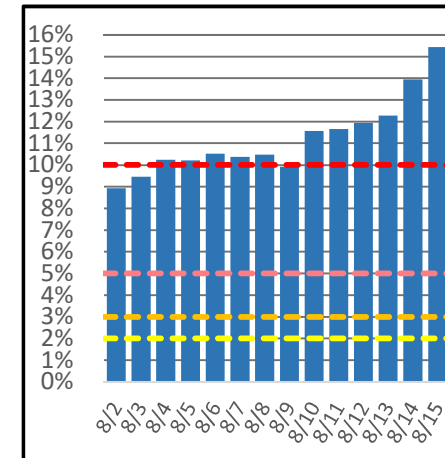
検査陽性率（直近1週間）

8月9日～ 8月15日 15.4%
 過去最大値（直近日） 15.4% (8月9日～ 8月15日)



※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

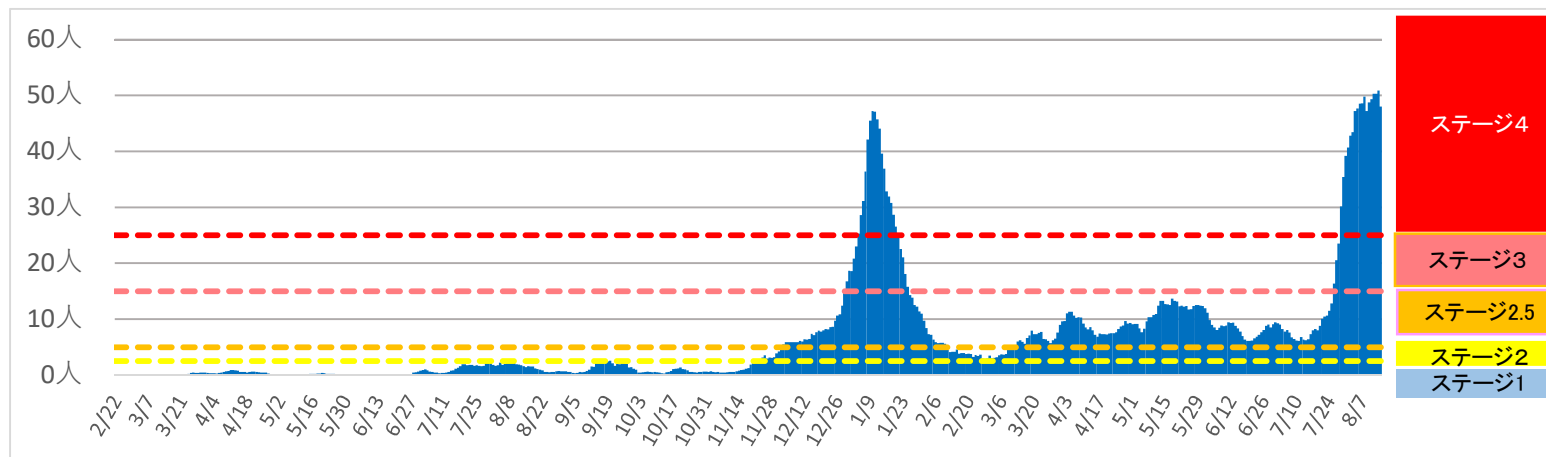
直近2週間の推移



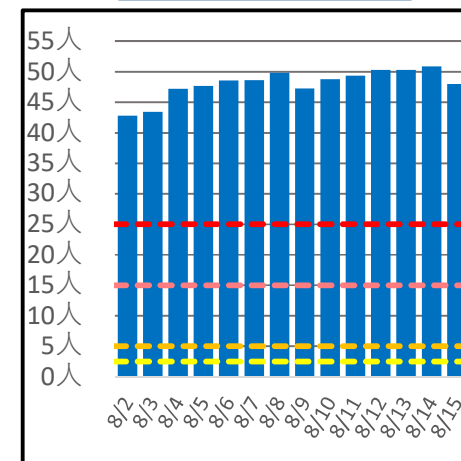
感染の状況

人口10万人あたりの
 新規感染者数（直近1週間）

8月9日～ 8月15日 48.0人
 過去最大値（直近日） 50.9人 (8月8日～ 8月14日)

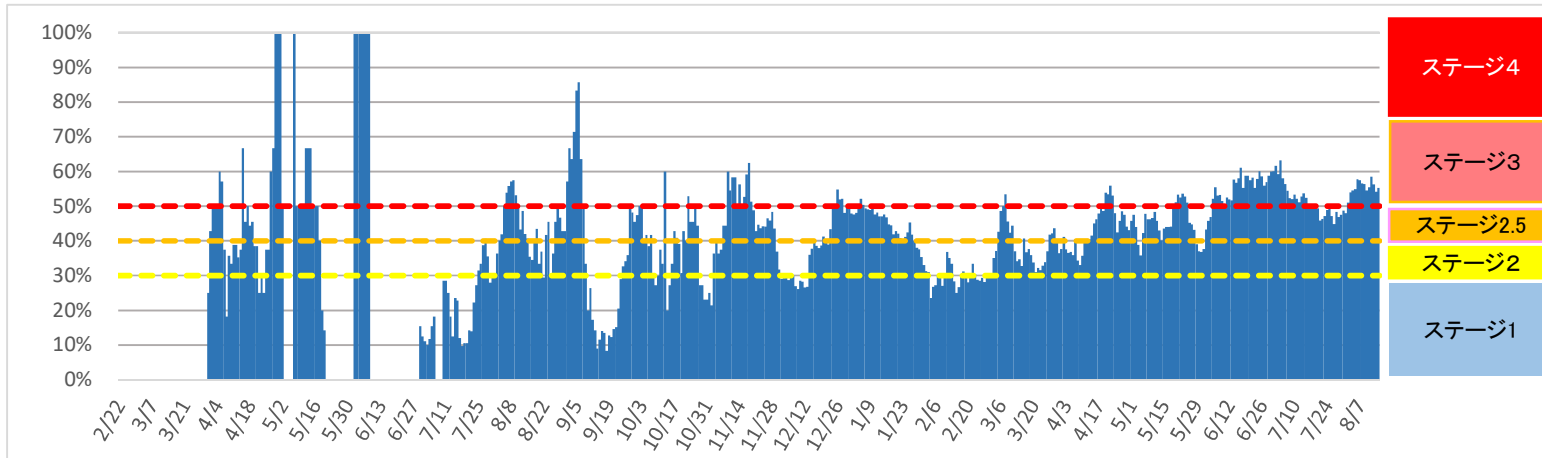


直近2週間の推移

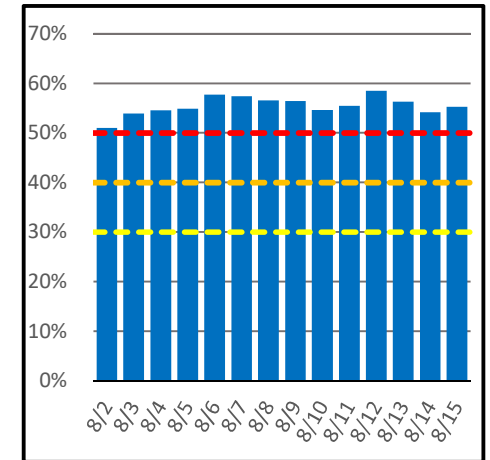


感染経路不明割合（直近1週間）

8月9日～ 8月15日 55.3% ※R2.6.27以降
 過去最大値（直近日）※ 85.7%（8月31日～ 9月6日）



直近2週間の推移



市町別人口10万人あたり1週間新規感染者数

	7月19日～7月25日		7月26日～8月1日		8月2日～8月8日		8月9日～8月15日	
	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人
宇都宮市	67	12.9	224	43.2	224	43.2	255	49.1
足利市	26	18.1	75	52.3	95	66.2	69	48.1
栃木市	25	16.2	44	28.6	69	44.8	68	44.1
佐野市	18	15.6	69	59.9	99	86.0	86	74.7
鹿沼市	14	14.8	22	23.2	39	41.1	34	35.9
日光市	5	6.5	20	25.8	22	28.4	21	27.1
小山市	38	22.7	91	54.3	103	61.4	106	63.2
真岡市	9	11.4	70	89.0	59	75.0	36	45.8
大田原市	6	8.2	17	23.3	18	24.6	15	20.5
矢板市	1	3.2	4	12.8	6	19.2	8	25.6
那須塩原市	8	6.9	28	24.2	32	27.6	38	32.8
さくら市	5	11.2	9	20.1	47	104.9	30	67.0
那須烏山市	3	12.2	24	97.3	5	20.3	5	20.3
下野市	5	8.4	14	23.6	24	40.4	13	21.9
上三川町	1	3.2	9	29.1	13	42.1	13	42.1
益子町	1	4.6	8	36.7	13	59.6	10	45.9
茂木町	0	0.0	0	0.0	3	25.6	8	68.2
市貝町	0	0.0	0	0.0	7	62.1	1	8.9
芳賀町	0	0.0	5	33.6	5	33.6	7	47.0
壬生町	2	5.1	7	17.8	15	38.2	8	20.4
野木町	2	8.0	11	44.0	7	28.0	6	24.0
塩谷町	0	0.0	0	0.0	2	19.5	1	9.7
高根沢町	1	3.4	3	10.3	9	30.8	19	65.0
那須町	1	4.3	4	17.0	8	34.0	5	21.3
那珂川町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	20.0
県内市町村合計	238	12.3	758	39.2	924	47.8	865	44.7
県外等	10		28		39		63	
県発表分総計	248	12.8	786	40.6	963	49.8	928	48.0

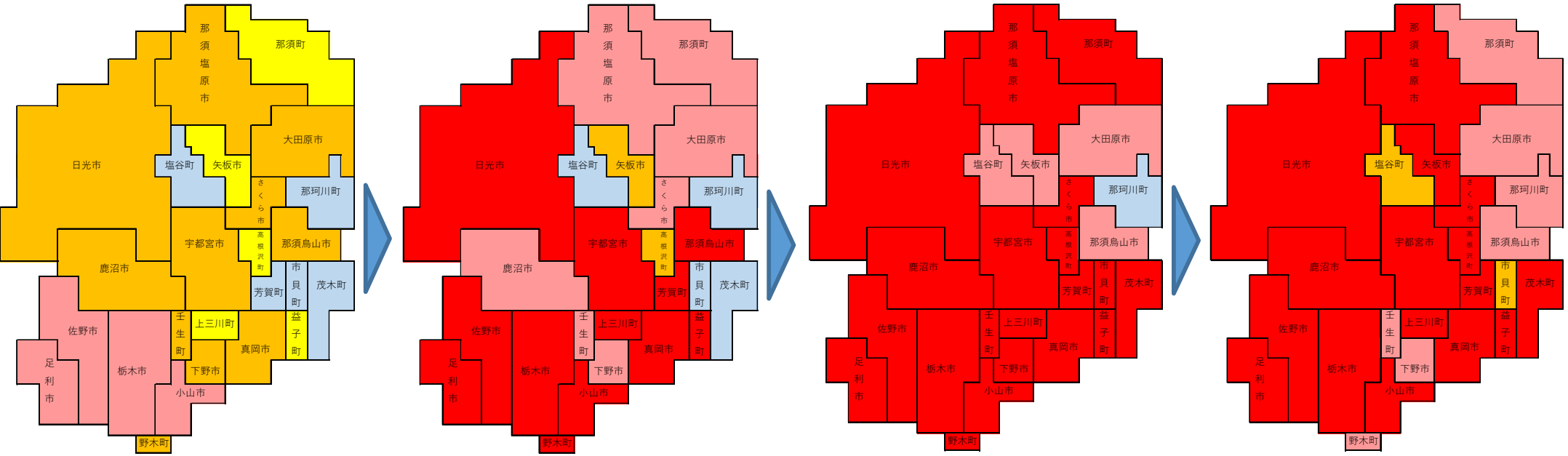
国(県)ステージ4	国(県)ステージ3	県版ステージ2.5	県版ステージ2	県版ステージ1
-----------	-----------	-----------	---------	---------

7月19日 ~ 7月25日

7月26日 ~ 8月1日

8月2日 ~ 8月8日

8月9日 ~ 8月15日



※ステージはあくまで県の警戒度レベルの判断基準となる指標の「人口10万人あたりの新規感染者数」に当てはめた場合であり、当該市町の警戒度レベルを示すものではありません。

栃木県新型コロナ警戒度基準

○警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安並びに警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）を設定
 ⇒各指標の推移（変化のスピード、増減の傾向）や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断し、感染状況の特徴に応じた必要な要請を行うことで、感染拡大を防止
 ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

			警戒度レベル					備考	
			国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	国(県)ステージ3 (まん延防止等 重点措置)	県版ステージ2.5 「嚴重警戒」	県版ステージ2 「感染注意」	県版ステージ1 「感染観察」	現在値 (R3.8.15)	過去最大値
医療提供体制等の 負荷	病床の ひっ迫 具合	病床使用率※1	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	59.6%	60.5% (R3.1.15)
		入院率※2	25%以下	40%以下	50%以下	—	—	15.7%	15.2% (R3.1.10) ※過去最低値
		重症病床使用率※1	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	41.3%	45.7% (R3.1.26)
	人口10万人あたりの全療養者数	30人以上 ※実数:581人以上	20人以上 ※387人以上	10人以上 ※194人以上	5人以上 ※97人以上	5人未満 ※97人未満	87.7人	87.7人 ※1,697人 (R3.8.15)	
体制監視	検査陽性率※3	10%以上	5%以上	3%以上	2%以上	2%未満	15.4%	15.4% (R3.8.15)	
感染の 状況	人口10万人あたりの新規感染者数※3	25人以上 ※実数:484人以上	15人以上 ※291人以上	5人以上 ※97人以上	2.5人以上 ※49人以上	2.5人未満 ※49人未満	48.0人	50.9人 ※984人 (R3.8.14)	
	感染経路不明割合※3	50%以上	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	55.3%	85.7% (R2.9.6)	

※1: 最大確保病床数に対する割合 ※2: 療養者数に対する入院者数の割合(療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用) ※3: 直近1週間の状況

病床使用率について

コロナ医療には通常以上の人員や医療資源が必要です。このため本県の医療提供体制においては、コロナ病床使用率が20%を超えると急性期医療などコロナ以外の医療に大きな支障が生じかねず、更に50%を超えると医療全体が危機的な状況に陥っていると言えます。

警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）

■ 県民・事業者等に対し、下記内容を踏まえ、感染状況の特徴に応じた必要な措置・要請を行う。

警戒度レベル	状況（イメージ）	措置・要請（想定）
国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況。	【緊急事態措置として講じうる措置】 ・ 事業者に対し時短要請～休業要請(命令、過料(30万円)) ・ 県民に対し外出自粛要請 ・ イベント開催制限～停止 など ※国による緊急事態措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
国(県)ステージ3 (まん延防止等重点措置)	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージIIと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	【まん延防止等重点措置として講じうる措置】 ・ 事業者に対し時短要請(命令、過料(20万円)) ・ 県民に対し知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことを要請 ・ イベント開催制限 など ※国による重点措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
県版 ステージ2.5 「 厳重警戒 」	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 クラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	・ 県民に対し感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は避けることを要請 ・ 県民に対し感染リスクの高い場所への外出を避けることを要請
県版 ステージ2 「 感染注意 」		・ 県民に対し感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は慎重に検討することを要請
県版 ステージ1 「 感染観察 」	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	各ステージ共通事項 ・ 県民に対して感染リスクが高まる「5つの場面」での注意、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けること、基本的な感染防止対策の徹底を要請 ・ 事業者に対して感染拡大防止のための適切な取組やテレワークの推進を要請 ・ 感染状況に応じたイベント開催制限（イベント開催時の必要な感染防止策に留意）

令和3年8月16日
改訂

栃木県における まん延防止等重点措置

期間

令和3(2021)年8月8日(日)

～

令和3(2021)年8月31日(火)

改訂の経緯

改訂日	主な改訂内容
令和3年8月12日	茂木町の人口10万人あたりの直近1週間の新規感染者数がステージ3以上（15人以上）となったこと等を受け、令和3年8月16日(月)から茂木町を措置区域に追加
令和3年8月16日	那珂川町の人口10万人あたりの直近1週間の新規感染者数がステージ3以上（15人以上）となったこと等を受け、令和3年8月19日(木)から、那珂川町について、措置区域と同様の要請等を行う

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

措置区域

■ 14市（県内全市）

宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市
大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市

■ 10町

上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町
高根沢町・那須町 ※茂木町は8月16日(月)から措置区域に追加

※措置区域以外の市町（那珂川町）においても、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、**8月19日(木)から措置区域と同様の要請等を行う。**

期間

令和3年8月8日(日)～8月31日(火)

栃木県全域

を対象とした要請等

●県民に対する協力要請①【特措法第24条第9項】

※まん延防止等重点措置適用に伴う、
新たな協力要請は下線部

栃木県全域

- 不要不急の外出自粛 ※外出する場合も極力家族や普段行動をともにしている人と少人数で
- 都道府県間の不要不急の移動の自粛
- マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底
- 「3密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」のそれぞれについて徹底的に回避すること
(「会話する＝マスクする」運動(特に会食の場における適切なマスク着用)を展開)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意
- 体調が悪い場合は、仕事は休む
- 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける
- 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとる
- ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底する
- ワクチン接種者も上記取組を行う

【来県を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼 内容

不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動については、極力控えるようお願いしている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底する。

●県民に対する協力要請②

※まん延防止等重点措置適用に伴う、新たな協力要請は下線部

栃木県全域

(特に飲食の際は)

- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える【特措法第24条第9項】
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない【措置区域：特措法第31条の6第2項
措置区域以外：特措法第24条第9項】
- 飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する【特措法第24条第9項】
- 5人以上の飲食・飲酒やパーティー及びこれに類するものについては自粛する【特措法第24条第9項】
- 4人以下であっても、普段会わない人との長時間又は酒類を伴う飲食は慎重に判断を【特措法第24条第9項】
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える【特措法第24条第9項】

「会話する＝マスクする」運動（特に会食の場における適切なマスク着用）を展開

カ イ ワ ス ル ハ マ ス ク ス ル

会話する＝マスクする

つい忘れがちです。いつも心がけましょう。

会話するとき、マスク忘れていませんか？

- ☑ 食事中
- ☑ 休憩室
- ☑ 喫煙スペース
- ☑ コーヒーブレイク
- ☑ 更衣室



●事業者に対する協力要請

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、**感染拡大防止のための適切な取組の実施**【特措法第24条第9項】
特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意
- 職場関係の5人以上の会食を控える**【特措法第24条第9項】
- 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**【特措法第24条第9項】
- テレワークの更なる推進や出勤が必要な場合もローテーション勤務を更に徹底すること等により、「出勤者数の7割削減」を目指す**【協力依頼】
- その他、まん延を防止するために必要な措置の実施**【措置区域:特措法第31条の6第1項等、措置区域以外:特措法第24条第9項】

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

● イベントの開催についての要請【特措法第24条第9項】

栃木県全域

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設への協力依頼を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの様態等から適切に判断すること
- 8月8日までに販売されたチケットは、上記要件は適用せず、キャンセル不要とする。ただし、8月9日以降は上記要件を満たさないチケットの新規販売を停止すること。また、8月9日以降に販売開始されるものは、上記要件を全て満たすこと

措置区域

■ 14市（県内全市）

宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市
大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市

■ 10町

上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・
那須町

※茂木町は8月16日(月)から措置区域に追加

措置区域以外

1町

那珂川町

※那珂川町に対する要請等の内容は、8月19日(木)から措置区域と同様のものとする。なお、要請等の根拠について、【特措法第31条の6第1項】とあるものは、那珂川町に限り【特措法第24条第9項】と読み替える

●飲食店等への要請

措置区域

措置区域以外

対象施設 ※1

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等
〔結婚式場〕 結婚式場（※2）

要請内容

- ・ 営業時間は**5時から20時までとする**。【特措法第31条の6第1項】
- ・ **酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない**。【特措法第31条の6第1項】
- ・ 飲食を主として業としている店舗等では、**カラオケ設備の利用を行わない**。【特措法第31条の6第1項】
- ・ **業種別ガイドラインを遵守する**。【特措法第24条第9項】
- ・ **その他、まん延を防止するために必要な措置の実施**【特措法第31条の6第1項】

- ・ 従業員への検査推奨
- ・ 入場者の整理・誘導
- ・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・ 施設の換気を行う
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- ・ 同一グループの入店は、原則4人以内
- ・ 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・ 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

要請内容への協力状況については実地により確認する。

※1 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外とする。

※2 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める。

●飲食店等以外の施設への要請・協力依頼

措置区域

措置区域以外

(Ⅰ) イベント関連施設 (Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設

施設の種類	内訳（施設の例）	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 など	<p>< 営業時間 > 5時から20時まで(イベント開催時は21時まで)とする【特措法第24条第9項】 ※映画館については21時まで</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 1,000㎡以下については、法に基づかない働きかけ </div>
集会場・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	<p>< 収容人数 > 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする【特措法第24条第9項】</p>	<p>< 営業時間 > 5時から20時まで(イベント開催時は21時まで)とする【協力依頼】 ※映画館については21時まで</p>
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	<p>< その他 > ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第9項】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>	<p>< 収容人数 > 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする【協力依頼】</p>
運動施設 遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など	<p>< その他 > ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第9項】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>	<p>< その他 > ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【協力依頼】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>
博物館等	博物館、美術館 など	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給 </div>	

●飲食店等以外の施設への要請・協力依頼

措置区域

措置区域以外

(Ⅲ) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

施設の種類	内訳（施設の例）	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 （生活必需物資を除く）	<p><営業時間> 5時から20時までとする【特措法第24条第9項】</p> <p><その他> ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第9項】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 1,000㎡以下については、法に基づかない働きかけ </div> <p><営業時間> 5時から20時までとする【協力依頼】</p>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど		
遊興施設	性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウスなど		
サービス業	エステサロン、ネイルサロンなど （生活必需サービスを除く）		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給 </div>	

県立学校での対応

- 引き続き**感染防止対策を徹底**しながら、教育活動（部活動を含む。）を実施する。
- 特に、**部活動に付随する場面（飲食、更衣等）での感染防止対策を徹底**する。
- 宿泊を伴う活動や校外での活動については、**原則不可**とする。
- ※市町立学校では、引き続き**感染防止対策を徹底**していただきたい。

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】 飲食店等に対する協力金(変更)

県の要請に応じ時短営業に御協力頂いた飲食店等に対して支給する協力金について、下記のとおり変更します。

対象期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
① 8/2(月)20時から8/31(火)24時までの全30日間	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	87万円～285万円	600万円以内
② 8/4(水)20時から8/31(火)24時までの全28日間	8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町	82万円～270万円	560万円以内
	8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町	78万円～250万円	
	<u>8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町</u>	<u>76.5万円～242.5万円</u>	
③ 8/8(日)20時から8/31(火)24時までの全24日間	8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町	72万円～240万円	480万円以内
	8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町	68万円～220万円	
	<u>8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町</u>	<u>66.5万円～212.5万円</u>	

【申請方法】 郵送又はインターネット

【受付期間】 8月12日(木) ～ 10月15日(金) (ただし、インターネットの受付は8月24日(火)から)

詳しくは、「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター」にお問い合わせください。

(受付時間) 9時から17時まで(土日、祝日含む)

(電話番号) 028-651-3707

感染拡大防止営業時間短縮協力金〔第4弾〕 大規模施設等に対する協力金(変更)

県の実情に応じて時短営業に御協力頂いた大規模施設等に支給する協力金を変更します。

- 【対象地域 及び期間】
- (1) 8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町（茂木町・那珂川町 以外の市町）
 - ① 8月8日(日)20時から8月31日(火)24時までの全24日間
 - ② 8月14日(土)20時から8月31日(火)24時までの全18日間
 - (2) 8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町
 - ③ 8月16日(月)20時から8月31日(火)24時までの全16日間
 - (3) 8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町
 - ④ 8月19日(木)20時から8月31日(火)24時までの全13日間

【対象施設】 県の実情に応じて営業時間の短縮に御協力いただいた飲食店以外の大規模施設及び、要請に応じた当該施設内のテナント

【受付期間】 9月1日(水)～10月29日(金)(予定)

【申請方法】 郵送又はインターネット

- 【支給額】
- (1) 大規模施設
 $\frac{\text{時短営業に応じた部分の面積}1,000\text{m}^2\text{ごとに}20\text{万円} \times \text{時短率}(\ast) \times \text{①}\sim\text{④の期間}}$
 - (2) 大規模施設のテナント・出店者等
 $\frac{\text{時短営業に応じた部分の面積}100\text{m}^2\text{ごとに}2\text{万円} \times \text{時短率}(\ast) \times \text{①}\sim\text{④の期間}}$
- (＊時短率＝短縮した時間／本来の営業時間 この他、テナント店舗数等による追加加算あり)
詳細は、県ホームページ等により公表します。

- 本県の警戒度レベルは、重症病床使用率を除き、全てステージ4「緊急事態措置」レベルとなっており、「人口10万人あたりの全療養者数」、「検査陽性率」、「人口10万人あたりの新規感染者数」は過去ワーストを更新
- 病床使用率や重症病床使用率も高いレベルで増加傾向にあり、医療提供体制はひっ迫し、危機的状況
- 感染拡大が那珂川町を含め県内全域に広がったことを受け、要請等の内容はまん延防止等重点措置区域のレベルで全市町統一

国に対して、本県を緊急事態措置区域
とするよう要請する